

一般財団法人北海道アイスホッケー連盟定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人北海道アイスホッケー連盟と称する。

2 この法人は、外国に対しては「HOKKAIDO ICE HOCKEY FEDERATION」(略称 H.I.H.F.)
という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、北海道におけるアイスホッケー団体及びインラインホッケー団体並びにこれらの競技の愛好者を統括し、アイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興と加盟団体の育成強化を図るために必要な事業を行い、もって道民の心身の健全な発達と北海道のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道の区域内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アイスホッケーの普及振興のため、アイスホッケー教室等を開催すること。
- (2) インラインホッケーの普及振興のため、インラインホッケー教室等を開催すること。
- (3) アイスホッケー及びインラインホッケーの指導者並びにレフェリーを養成し、その資質の向上を図ること。
- (4) アイスホッケー競技選手及びインラインホッケー競技選手の競技水準の向上と育成強化のため、強化合宿を行うこと。
- (5) アイスホッケーの競技会を開催し、及び他の団体の開催する競技会に協力すること。
- (6) 国際的、全国的又は全道的な規模で行われるアイスホッケー事業に関し協力し、また主管すること。
- (7) アイスホッケー及びインラインホッケーに関する刊行物を発行すること。
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯する事業。

第 3 章 資 産

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第 4 章 財務及び会計

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置く。

(借入金)

第 9 条 この法人は、借入金(償還期限が1年未満のものを除く。)をしようとするときは、理事会の決議で定めなければならない。

(特別会計)

第 10 条 この法人は、特別な事業に伴う会計について、理事会の決議及び評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる。

第 5 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に、評議員は 14 名以上 17 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設置に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退

任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第18条第1項の理事会において定めるものとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備えおかななければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は電磁的記録についても同様とする。

第7章 役員等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事13名以上16名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び理事会で選定する副会長1名をもって法人法に規定する代表理事とし、代表理事以外の副会長及び専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長及び代表理事たる副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事たる副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を

分担執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (3) その他法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長)

第30条 この法人には、名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の決議により推挙する。

3 名誉会長は、会長の相談に応じる。

4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第31条 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 会長は、この法人の会長若しくは副会長であった者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会及び評議員会の推薦により、顧問を選任する。
- 3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 会長はこの法人の理事を3期以上務めた者又はアイスホッケーの普及振興に功労のあった者のうちから、理事会及び評議員会の推薦により、参与を選任する。
- 5 参与は、理事会の諮問に応ずる。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第 8 章 理 事 会

(構 成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事並びに代表理事たる副会長の選定及び解職

(招 集)

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 3 5 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 3 7 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第 9 章 加 盟 団 体

(加盟団体等)

第 39 条 北海道におけるアイスホッケー及びインラインホッケー団体及びこれらの競技の愛好者で、この法人の目的事業に賛同し、かつ理事会の決議を経て評議員会に報告することによって定める資格要件を備えるものは、この法人の加盟団体及び登記会員となることができる。

(加入)

第 40 条 加盟団体の加入は、理事会の決議を経て評議員会に報告することによって決定する。

2 前項に定めるほか、加盟団体及び登記会員の加入に関し必要な事項は理事会で定める。

(負担金及び登録料)

第 41 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会の決議を経て評議員会の報告によって定める負担金を納めなければならない。

2 登記会員は、毎事業年度、理事会の決議を経て評議員会の報告によって定める登録料を納めなければならない。

(脱退)

第 42 条 加盟団体の脱退は、理事会の決議を経て評議員会の報告によって決定する。

2 登記会員の脱退は任意とし、理事会及び評議員会へ報告するものとする。

(除名)

第 43 条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、理事会及び評議員会の議長は、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(3) 加盟団体の資格を失ったとき。

(4) 負担金を2年以上納めないとき。

2 前項の規定は、登記会員について準用する。この場合において、「加盟団体」とあるのは「登記会員」と、「当該加盟団体の代表者」とあるのは「当該登記会員」と、「負担金」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

(負担金等の不返還)

第 44 条 加盟団体及び登記会員が納めた負担金及び登録料は、脱退又は除名の場合においても返還しない。

(登録)

第 45 条 この法人の加盟団体は、その役員及び評議員の住所・氏名並びに加入チーム名をこの法人に登録しなければならない。

第 10 章 事務局

(職 員)

第 46 条 この法人には、その業務を処理させるため、職員を置き会長が任免する。

2 事務局職員は、有給とする

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 12 条についても適用する。

(解 散)

第 48 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 前項の規定による施行日後の最初の会長は 片岡 勲 とする。

4 第1項の規定による施行日後の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員	阿部 一 洋
評議員	阿部 吉 隆
評議員	池田 吉 繁
評議員	石井 洋
評議員	大澤 広 利
評議員	大濱 一 夫
評議員	北原 英 樹
評議員	栗林 定 正
評議員	小林 進
評議員	鈴木 紘 一
評議員	高橋 浩 一
評議員	續木 邦 彦
評議員	野崎 和 男
評議員	原田 清 治
評議員	松原 暉
評議員	三澤 隆 信

5 第1項の規定による施行日後の最初の理事は、次に掲げる者とする。

理 事（会 長）	片岡 勲
理 事（副 会 長）	足立 功 一
理 事（副 会 長）	石橋 弘 次
理 事（副 会 長）	細川 吉 博
理 事（副 会 長）	村上 一 元
理 事（専 務 理 事）	大越 孝 彌
理 事	太田 忠 紀
理 事	風張 壽 男
理 事	黒津 昌 風
理 事	澤崎 晋 司
理 事	徳岡 肇
理 事	東田 弘 己
理 事	吹越 明 徳
理 事	福田 公 孝
理 事	藤井 重 幸

理事 山田幸司

6 第1項の規定による施行日後の最初の監事は、次に掲げる者とする。

監事 倉隆久

監事 本間照康

7 平成28年9月22日一部改訂

(第7条、第16条、第23条、第25条、第30条、第33条、附則7)

8 令和5年9月18日一部改訂

(第31条、第38条)

別表

基本財産

定期預金 10,000,000円